

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
1	募集要項本文	<p><P2-3> アリーナ側との連携を提案に盛り込むため、本プロポーザルの前提条件となるアリーナ計画を明確にお示しください。説明会で配付いただいたアリーナ平面計画図は、あくまで参考図面という認識です。そちらの計画図をプロポーザル提案の前提条件であると明確に示していただけない限り、アリーナ再整備の設計会社等が参加している事業グループの優位性を排除できず、公正なプロポーザルにならないと考えております。ご検討のほど、よろしくお願いいたします。</p>	<p>いずれの事業者においても、本プロポーザルの提案にあたり、前提条件となるアリーナ事業の内容については、公募資料として提供しているもののみになるため、特定の事業者が有利になるものではありません。 また、本事業の推進にあたり、コンストラクション・マネジメント業務を第三者に委託しており、推進段階（選定段階含）に応じた調整を担っていただくこととしています。 上記の委託も踏まえ、京都府として、ご懸念の点も公正・公平な立場で評価いたします。</p>
2	募集要項本文	<p><P5><要求水準書P5> 事業方式について、「より効果的な運営手法が見込まれる場合には別途提案することも可能」とありますが、大前提である事業方式が応募者によって異なる場合、プロポーザルとして公正な審査を行うことはできないと考えます。京都府様としてのお考えをお示しいただくようお願いいたします。また、こちらはBTOやBOO方式等の提案も可能という事でしょうか？京都府様にて決定された事業方式を変更することは構わないのでしょうか？ 要求水準書P5（5）本事業の概要では「DBO方式により本事業を実施する」と明記されています。これとも矛盾するのでしょうか。</p>	<p>基本的にDBO方式での提案を求めます。 本事業は民間活力を最大限活用し、今後の効率かつ効果的な運営を見据えた設計・施工をするため、整備・運営事業を一括して行う事業者を公募型プロポーザル方式にて募集しており、例えば、一部の施設や設備をリースや割賦払いにするなど、運営事業の中に取り込んだ方が効果的であると判断される場合はそれらを運営事業で提案することも可能としております。</p>
3	募集要項本文	<p><P7><基本契約書(案)P14> 府負担額105.3億円の考え方について確認です。設計・工事請負契約を分離するDB方式においては、工事請負契約締結前に精算見積を行うことが一般的と考えています。その際、物価高騰や京都府様側からの要求水準の変更に伴って発生した工事費の増額については、負担額105.3億円の中には含まないと理解しております。</p>	<p>工事請負契約は基本契約書の締結と同時期を予定しています。通常の公共工事の契約と同様、物価高騰、府の要求水準の変更に伴う金額変更などについては、工事請負契約書にある物価スライド条項などの各条項により対応します。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
4	募集要 項本文	<p><P7><要求水準書P29> 105.3億円の試算内訳をお示しください。要求水準書P29記載「本施設に備える競輪場運営に必要な什器備品等（買い取りにより調達する什器備品等に限る。）」の想定する範囲と、試算内訳に占める割合をご教示ください。要求水準書P29記載「設計企業は、建設工事期間中における府営競輪の開催や場外車券発売を極力休止の必要がないよう計画すること」について、仮移転費用は105.3億円の中に含まれた上で試算を行っているという理解でよろしいですか。その場合、試算内訳に占める割合をご教示ください。</p>	<p>105.3億円の内訳は提供可能です。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業 質疑回答N04の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付（bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp）に問い合わせてください。 本施設に備える競輪場運営に必要な什器備品等は想定する範囲や試算は特に定めてはおりませんが、運営に必要な什器備品は揃えることとします。 仮移転費用は整備費105.3億円には含まれておりません。</p>
5	募集要 項本文	<p><P3><要求水準書P13> 整備状況において、「施設の建設工事着手にあたっては、府の実施する解体工事計画との調整を行うこと。」とありますが、建設工事着手時点における地盤想定レベルが不明です。ご教示願います。要求水準書P13表1 整備状況：府の実施する解体工事計画との調整を行うこととありますが、建物の解体時期は、本整備計画の提案に合わせて、府にて解体工事を発注するという理解でよろしいでしょうか。また、敷地北側の歩道拡幅計画について、詳細をご教示ください。</p>	<p>建設工事着手時点における地盤想定レベルは現況図の地盤レベルとしてください。 建物の解体時期は、競輪場建設工事着手時までの完了を目指し、府にて段階的に解体工事を発注しているところです。 敷地北側の歩道拡幅計画の詳細は未定ですが、都市計画道路線までセットバックして計画する等都市計画道路に影響のないよう建物を配置してください。</p>
6	募集要 項本文	<p><P13>4 プロポーザルに必要な要件 設計業務にあたる事業者において、公営競技場又は観客席300席以上の規模のスポーツ施設を対象とした基本設計及び実施設計の元請の実績を有していることとありますが、実績を証明するための提出書類は必要でしょうか？（建設業務・工事監理業務も同様に必要でしょうか？）</p>	<p>資格を有していることが確認できる資料として、当該業務（設計、建設、工事監理）における契約書、設計図書、コリンズ、PUBDIS等を提出ください。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
7	募集要項本文	<p><P3> 2. 事業の概要 (3) 事業用地 地区計画</p> <p>・競輪場敷地北側に計画されている都市計画道路には影響のないよう建物を配置すること。とありますが、詳細が不明です。都市計画道路の整備（道路整備・歩道整備・高低差処理の擁壁整備等）は本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>整備費の算出に際して、都市計画道路に影響がないことを検討するために計画範囲の詳細や高低差の処理方法等がわかる詳細な資料の提供をお願い致します。また、日影図作成に必要な敷地及び北側道路の境界がわかるCADデータの提供をお願い致します。</p>	<p>都市計画道路の整備は本事業対象外です。計画範囲の詳細や高低差の処理方法等は未定です。都市計画道路図等の資料を基に想定線の線形を示した図面を追加で提供します。同資料の線形を基に設計してください。</p>
8	募集要項本文	<p><P20、21>9. 府と選定事業者のリスク分担</p> <p>共通事項の近隣対応リスクの本施設建設そのものに対する住民対応等は、府と選定事業者双方に○がありますが、事業者にリスクが発生する具体的な例を明示願います。</p>	<p>現時点で具体的な想定はありませんが、内容により調整を行っていきたいと考えております。</p>
9	募集要項本文	<p><P8>最低収益補償額</p> <p>R11年竣工年度の最低収益補償額について、当年7月に本場再開予定のため通年開催ができませんが、条件は変更ないでしょうか？</p> <p>・競輪場運営事業者は、毎年度3億円以上の収益を府に対して保証するものとし、各年度の収支が3億円に満たない場合は、その不足額を補填することとする。</p>	<p>5月16日に募集要項等の修正をしており、募集要項（5月16日修正版）P8、要求水準書（5月16日修正版）P10において示しているとおおり、再整備期間を含む年度については、当該収益保証は発生しないものとしており、令和11年度は収益保証の対象外となります。</p>
10	募集要項本文	<p><P5> (8) 本事業の事業期間</p> <p>各契約（基本契約、選定後の事業者毎の個別契約）の締結時期はいつ頃を想定されていますでしょうか？</p> <p>競輪場運営事業者においては、現在の運営事業者からの引継ぎ開始時期にも関わるため確認させて下さい。</p>	<p>優先交渉権者決定後に、契約内容を調整の上速やかに仮契約を締結し、12月府議会で議決の後、本契約の締結となります。</p> <p>なお、各契約は同時に締結する予定です。</p>
11	募集要項本文	<p><P14> 4. プロポーザル参加に必要な要件(7)</p> <p>構成員はプロポーザルへの重複参加を禁止するとのことですが、協力企業には制約がないのでしょうか。</p>	<p>協力企業について、制約はありません。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
12	募集要項別紙	<p><P16>別紙 提出書類一覧 企画提案関係書類のうち財務書類については、企画提案書と同じファイルに綴じるとい認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>企画提案書と財務書類については、別ファイルに綴じようお願いします。</p>
13	募集要項別紙	<p>別紙2. 参加資格確認申請関係書類「様式1. 公募型プロポーザル参加資格確認申請書類」 複数の構成員企業で1枚の申請書に押印をする場合、取り纏めに時間を要するため、一企業ごとに1枚ずつの提出とさせて頂けないでしょうか？</p>	<p>事業者グループの構成が分かるように提出いただければ構いません。 例えば、各企業の当該書類をまとめて袋とじのうえ割印するなどして、提出してください。この際の割印は代表企業によるものを想定します。</p>
14	募集要項別紙	<p>別紙2. 参加資格確認申請関係書類「様式2. 使用印鑑届」 複数の構成員企業で1枚の申請書に押印をする場合、取り纏めに時間を要するため、一企業ごとに1枚ずつの提出とさせて頂けないでしょうか？</p>	
15	募集要項別紙	<p>別紙2. 参加資格確認申請関係書類「様式4. 役員等一覧表一覧表の欄外の注意書き(2)、(3)について、 (1)「登記事項証明書【現在事項全部証明書】に記載されている役員全員」と同等以上の権限を有する者がいる場合に限り記載すればよろしいでしょうか？</p>	<p>欄外の注意書きのとおりとし、該当者がいれば記載してください。</p>
16	募集要項別紙	<p>別紙2. 参加資格確認申請関係書類No.6法人登記簿謄本について、 現在事項全部証明書の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
17	募集要項別紙	<p>別紙2. 参加資格確認申請関係書類No.8消費税及び地方消費税納税証明書について、 消費税及び地方消費税の未納の無いことの証明書の提出として納税証明書(その3)の提出でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
18	募集要 項別紙	別紙2. 参加資格確認申請関係書類No.9府税納税証明書について、京都府に本社、営業所が無く、京都府への納税が無い場合は、提出の必要はないでしょうか。	京都府に本社、営業所がなくても、提出が必要です。 納税証明書取得に際し、委任状、履歴事項全部証明書(写し可)を添付し、府税納税証明書交付請求書にて、各府税事務所、各広域振興局税務課・府税出張所、府庁税務課のいずれかに請求ください。 委任状の様式については京都府税務課のHPからダウンロードいただけます。
19	要求水 準書本 文	<P22> 「京都府が進める「ZET-valley」や、向日市が進める「ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえる」と有りますが、双方の内容には、具体的な環境配慮目標の記載がありません。最低限クリアすべき環境認証（「ZEB」他）のグレードは有りますでしょうか。有りましたらご提示ください。	最低限クリアすべき環境認証として、本事業は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能基準への適合義務・基準適合について判定を受ける必要があると考えております。
20	要求水 準書本 文	<P23> (c) (d) (e) に耐震グレードの記載がありますが、耐震性能としては従来の競輪場施設よりもグレードが上がります。耐震性能を確保する建物は、選手宿舎、選手管理センター、スタンド、場外発売時車券投票所すべてと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水 準書本 文	<P23> (b) 「近年の活断層による内陸型の地震及び近い将来に発生が予想される海溝型の巨大地震に対する耐震性能等についても検討を行うことが望まれる。」と記載があります。この検討方法は設計者判断によるものと考えて良いでしょうか。地震応答解析が必要等、確認方法に指定があれば調査費用や事業スケジュールにも関わるため教えて下さい。	お見込みのとおり、設計者判断によるもので、必須ではありません。

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
22	要求水準書本文	<p><P57>資料2 適用基準</p> <p>4 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準がありますが、この基準では「大地震時の変形制限」があります。スタンドのように一方向に大きな開口がある場合や選手管理センターのような大きな部屋が必要となる内部開放型の建物の場合には変形抑制のためのブレースを設けることができにくく、機能的な平面計画が成立しない可能性が高いと考えられます。また選手宿舎についても、ブレースが必要となり平面計画上の制約がかかりますので、スタンドや選手宿舎との一体的な計画提案ができなくなります。従来競輪場施設でも基準内の「大地震時の変形制限」は考慮していないと考えますが、今回も従来競輪場施設同様に適用しないと考えるよろしいでしょうか。</p>	<p>当該基準は遵守しなければならない基準ではなく参考とする適用基準として示したものであるため、当該基準も参考に計画を行ってください。</p>
23	要求水準書本文	<p><P3>第2計画条件に関する事項</p> <p>1 本事業に関する事項</p> <p>(4) 本事業の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競輪場敷地内で整備を進める京都アリーナ（仮称）と、建設期間から管理運営期間を通じて連携を密に図り、競輪場敷地全体として文化・スポーツの拠点となり地域の活性化に資する。とありますが、両事業の連携の可能性の確認及び京都アリーナ（仮称）の運営方針を確認する観点から、提案期間内に京都アリーナ（仮称）整備・運営等の事業者とディスカッションする機会を設けて頂くようお願い致します。 	<p>公正・公平な立場で評価する観点から、京都アリーナ（仮称）整備・運営等の事業者と提案期間内にディスカッションする機会を設ける予定はございません。</p> <p>公募資料として提供しているものを前提に提案をお願いします。</p>
24	要求水準書本文	<p><P13> 2 向日町競輪場の現況に関する事項</p> <p>(1) 向日町競輪場の敷地概要</p> <p>表1. 事業用地の敷地概要 指定緊急避難場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本施設は、現在、指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所となっており、本事業で整備する施設も、同様の取扱いとなることが想定される。とありますが、再整備後の指定緊急避難場所・指定避難所・一時避難場所の考え方及び左記の避難場所となった場合の避難所として開放する場所や室の想定及び必要設備仕様をご教示ください。 	<p>対象となる施設や室の指定はありません。</p> <p>各避難所等の基準は下記のとおりです。</p> <p>指定緊急避難場所：災害対策基本法第49条の4及び災害対策基本法施行令第20条の3の規定による。</p> <p>指定避難所：災害対策基本法第49条の7及び災害対策基本法施行令第20条の6の規定による。</p> <p>一時避難場所：火災や家屋倒壊の危険を避けられる屋外の空地</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
25	要求水準書本文	<p><P23>第3 要求水準に関する事項 2 施設性能に関する事項 ウ本施設の性能に関する事項 (ウ)BCP・安全性に関する性能 (c)「公共建築物構造設計の用途係数基準による用途係数区分は1.25」とありますが、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による構造体の耐震安全性の分類Ⅱ類ということですのでよろしいでしょうか。また、外構、駐車場その他の構築物等についてはⅢ類の設定でよろしいでしょうか。</p>	<p>官庁施設の総合耐震・対津波計画基準による構造体の耐震安全性の分類Ⅱ類、非構造部材耐震安全性の分類は官庁施設の総合耐震計画基準のA類、設備の耐震対策は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準の耐震クラスの乙類（特定の施設）です。 対象は、選手宿舎、選手管理センター、スタンド、場外発売時車券投票所とします。外構、駐車場その他の構築物等については対象外としますが、災害時でも建物が利用可能なように計画してください。</p>
26	要求水準書本文	<p><P24～25>第3 要求水準に関する事項 2 施設性能に関する事項 ウ本施設の性能に関する事項 (ウ) BCP・安全性に関する性能 k ・本施設は、敷地全体、敷地内の各建物、各建物内の各諸室等の規模、用途、性能、開放性、利用等の運用の状況等に応じて・・・その他、本施設は、総合的な安全性を確保するために必要な機能及び性能等を備えた施設とすること。とありますが、本施設の用途、目的それぞれの警戒区域内の重要性に応じた防犯設備について、防災設備の中で、本工事（整備費内）または別途工事の想定区分はございますでしょうか。また、防犯設備以外でも本工事（整備費内）または別途工事で想定している設備等がありましたら各区分をご教示ください。</p>	<p>別途工事で想定している設備はありませんので、本工事（整備費内）で計画ください。</p>
27	要求水準書本文	<p><P33> 3 業務成果に関する事項 (2) 競輪場整備業務に関する事項 エ 工事監理業務に関する事項 (ア) 工事監理業務の業務内容 c「杭地業工事を行う場合は、全数の施工に立ち会い、」とありますが、杭地業工事に係わる全ての施工の項目に監理者が立ち会うということではなく、全数立ち会う場合でも例えば支持層確認のみなど重点項目だけに絞ることは可能と考えてよいでしょうか。</p>	<p>全数立会いの場合、支持層確認のみなど重点項目だけに絞ることは可能としますが、その他の項目について全数記録の確認により適切に施工されていることを確認することを求めます。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
28	要求水準書本文	<p><P35> 3 業務成果に関する事項 (3) 競輪場維持・管理業務及び運営業務に関する事項 ア 共通事項 (サ) 現在東入場門で実施している仮設場外車券発売所について、敷地全体の再整備を行うためには敷地内移転が必要となるため、仮設場外車券発売所の移設時期・場所についても提案すること。とありますが、敷地内移転を条件とすると現選手管理センターを改修し仮設場外車券発売所とすることが想定されます。場外駐車場である第4駐車場に仮設場外車券発売所及びその他事務所機能をまとめて仮設建築物として設け、敷地内はすべて工事ヤードとする考え方も可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案としては可能ですが、関係法令に適合し、周辺自治体との調整ができることや、場外車券の車券場設置に係る経済産業省の許可を得られること等が前提となります。ただし、当該提案が実現不可となった際の計画変更リスクや費用は事業者負担とします。</p>
29	要求水準書本文	<p><P11>2(1)敷地概要 事業用地内の地質状況がわかる資料のご提示をお願いします。 予測できない地質状況（湧水・軟弱地盤等）が発生した場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書P28 3 (2) イ (ア) e及びP30ウ (ア) eに記載のとおり、設計段階、施工段階で「必要と判断した場合は、調査業務として敷地測量及び地質調査等を適宜実施すること。」としていますので、事業者において、必要な地質調査等を実施してください。参考までに、既存競輪施設のボーリング調査結果は提供が可能ですので、提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業 質疑回答N029の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付 (bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp) に問い合わせてください。</p>
30	要求水準書本文	<p><P11>2(1)敷地概要 敷地現況及び公表資料から予測できない地中埋設物等が確認された場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>協議により決定するものとしますが、契約内容等の詳細については個別対話等を踏まえて更なる検討を行います。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
31	要求水準書本文	<p><P11>2(1)敷地概要 整備範囲現況図（概略平面図）（資料3） のCADデータをご提示願います。</p>	<p>提供可能です。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業 質疑回答N031の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付（bunshikan@pref.kyoto.lg.jp）にお問い合わせください。</p>
32	要求水準書本文	<p><P13>表1. 事業用地の敷地概要 地区計画 里道等の存在があり、基本設計等に当たっては、事前に関係機関と協議することとありますが、協議する関係機関先を明示願います。 里道等の位置を図示願います。 また、関係機関先と事前協議はされているのでしょうか。事前協議がされている場合は、議事録や要望等を開示願います。</p>	<p>里道に係る協議については府で行うこととし、事前協議は不要とします。</p>
33	要求水準書本文	<p><P13>表1. 事業用地の敷地概要 整備状況 既存施設の撤去は府が別途発注し実施するとありますが、本事業で再利用する資材等（照明等）があれば具体的に明示願います。再利用する場合、保管や設置後のリスク分担の明示をお願いします。 また、追加で撤去等が発生した場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>向日町競輪場老朽化施設解体工事において、照明柱、照明器具、分電盤は撤去及び保管を行います。 撤去及び保管は京都府において行いますが、再利用に係るリスク分担は事業者に属するものとします。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
34	要求水準書本文	<p><P13>表1. 事業用地の敷地概要 整備状況 事業用地の引渡し条件（解体撤去後の土地状況、時期等）を具体的に明示願います。府が別途発注している計画地内の既存施設等の解体撤去工事（1期から5期）で地下埋設（電力線・給水管・排水管等）や擁壁、植栽、舗装、電柱、外柵等は除去されていて更地と考えてよろしいでしょうか。 また、埋蔵文化財の調査結果により、建設工事着手時期や整備計画を再協議の可能性が生じるとありますが、着手時期の遅れや整備計画の見直しに伴う追加費用（工事中止期間の経費等）が発生した場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>事業用地の引渡しについて、府が別途発注する向日町競輪場老朽化施設解体工事（1期から4期）で地下埋設物（電力線・給水管・排水管等）や、植栽、舗装、電柱、外柵等は除去の上、更地となりますが、選手管理センター周辺（5期解体範囲）は、新設管理センターの引越し後の解体となります。また、敷地外周の擁壁については残置となります。 選手管理センター周辺（5期解体範囲）を除く事業用地の引き渡し時期は令和9年3月31日です。 埋蔵文化財の調査結果による対応については協議により決定するものとしませんが、契約内容等の詳細については個別対話等を踏まえて更なる検討を行います。</p>
35	要求水準書本文	<p><P13> (2) 敷地周辺環境等 敷地周辺の道路等のインフラの状況は、提案の内容に応じて必要な事項を事業者において確認することとありますが、提案前に調査可能でしょうか。管理者名を具体的に明示願います。</p>	<p>調査は可能です。 ただし、管理者については事業者において確認ください。</p>
36	要求水準書本文	<p><P30>c 本施設の整備に関連して第三者による別工事とありますが、アリーナ工事以外で何か予定されている工事があるのでしょうか。予定されている工事があれば内容を具体的に明示願います。</p>	<p>時期は未定ですが、府道（西京高槻線、柚原向日線）、市道（2107号線、2139号線）の改良工事、向日台団地整備事業等と調整が必要になると考えております。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
37	要求水準書本文	<p><P30>d 本施設の引渡日の遅延又は競輪場整備業務の実施対価の増加が生じないように建設業務を行うこととありますが、敷地現況及び公表資料から予期できない地中埋設物・土壌汚染等が確認された場合、工期延伸がされるとの理解でよろしいでしょうか。また、着手時期の遅れ・工期延伸や整備計画の見直しに伴う追加費用が発生した場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>協議により決定するものとしませんが、契約内容等の詳細については個別対話等を踏まえて更なる検討を行います。</p>
38	要求水準書本文	<p><P30>e 敷地測量及び地質調査等を適宜実施することとありますが、事前に調査されている資料をご提示願います。</p>	<p>既存競輪施設のボーリング調査結果は提供可能です。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業 質疑回答N038の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付（bunshi-kan@pref.kyoto.lg.jp）に問い合わせてください。</p>
39	要求水準書本文	<p><P30>f 近隣対応（周辺家屋影響調査等）とありますが、家屋調査は含まれるのでしょうか。含まれる場合、想定される範囲を具体的にご提示願います。また、家屋調査が含まれない場合、「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の計画変更リスク（府の指示による事業範囲の縮小や拡大等）や建設段階の工事費増大リスク（府の指示、提案条件の不備、変更による工事費の増大）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>家屋調査については、調査範囲も含めて必要に応じて事業者判断にて実施してください。リスク分担については共通事項の近隣対応リスク又は調査リスクに該当します。</p>
40	要求水準書本文	<p><P30>f 本事業の住民説明会を8回開催されていますが、議事録や住民等からの要望を開示願います。</p>	<p>現在、京都府において説明会の結果概要を取りまとめ中です。後日、京都府HPにおいて公開する予定です。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
41	要求水準書本文	<p><P30> i 予め周辺道路の状況等を把握し、道路管理者等の打合せを行いとありますが、事前協議の内容（工事車両の運行ルート、誘導員の配置等）を開示願います。</p>	<p>当該箇所は建設工事に先立ち建設企業が実施することを記載しており、発注者が事前に実施しているものではありません。</p>
42	要求水準書本文	<p><P30> i 工事期間中の事業用地への工事仮設進入路（東入場門・北側（アリーナ工事との共用）・北側（選手管理センター東側に仮設進入路設置）等）をご提示願います。</p>	<p>工事期間中の工事仮設進入路について、周辺道路の状況を鑑み、適切なルートを選択してください。</p>
43	要求水準書本文	<p><P20> f 向日市開発ガイドラインに基づき、雨水排水抑制施設を計画することとありますが、箇所数・種類（貯留施設、浸透施設）・構造（RC、PC、プラスチック）・設置位置（建築の地下等）等条件があればご教示願います。 また、電力引込位置、給水設備の地区外接続位置、雨水流域区分図、汚水流域区分図、汚水排水の地区外接続位置・容量の制限、雨水排水の放流先をご提示願います。</p>	<p>事業者が向日市と協議を行い、決定することとします。</p>
44	要求水準書本文	<p><P10> (12) 事業限度額及び収益保証整備費に係る府予算額 ・設計労務単価の適用年月及び各種積算基準書の適用年度、物価資料の適用年月をご教示ください。 公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置の適用（京都府ホームページ）の通り、新労務単価適用前の労務単価で予定価格を積算している場合、新労務単価及び新材料単価に基づく請負代金の変更に係る協議を請求できると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本事業は、過去の類似事業の整備費の㎡単価に物価変動率を乗じる形で府予算額を算出しており、設計労務単価、各種積算基準書、物価資料の適用はしておりません。 また、府予算額は本事業の提案書提出時点である令和7年8月までの物価変動を見込んで算出しています。 よって、令和7年3月の特例措置は適用対象外となります。</p>
45	要求水準書本文	<p>施工時間、週休2日 工事期間中の施工時間や週休2日の有無についてご提示願います。</p>	<p>原則、以下のとおりとします。 平日一般：午前8時30分～午後6時00分 騒音を伴う場合：午前9時00分～午後5時00分 週休2日として計画ください。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
46	要求水準書本文	<p><P35> (3) 競輪場維持・管理業務及び運営業に関する事項 (コ) 記載の「再整備期間中の競輪場運営事務補助用務」を実施する再整備期間とは、以下認識でしょうか。</p> <p>■業務引継ぎ期間：契約締結日～令和8年3月31日 ■再整備期間：令和8年4月1日～令和11年7月(競輪場運営業務期間の初日の前日まで)</p>	<p>お見込みのとおりです。 ただし、再整備期間の具体の終期は、再整備のスケジュールによることとなります。</p>
47	要求水準書本文	<p><P35> (3) 競輪場維持・管理業務及び運営業に関する事項 (コ) に「再整備期間中の競輪場運営事務補助用務」として実施する業務の記載がありますが、一方で、基本契約書(案) P22 第57条(準備期間)には、基本契約締結日から競輪場運営業務期間の初日の前日までは、(1) 必要人員の確保・研修、(2) 引継ぎ、(3) 協議の上で決定した事項を行うものとされ、同条2項にこれらの事務は運営委託料に含まないとあります。</p> <p>記載について統一いただきたく、また「再整備期間中の競輪場運営事務補助用務」を行う場合、当該業務にかかる費用は運営委託料に含んでよいと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書(3) 競輪場維持・管理業務及び運営業に関する事項 (コ) で示す「再整備期間中」とは、令和8年4月1日から令和11年7月(No48と同様)を指します。 基本契約書第57条で示す「基本契約の締結日から競輪場運営業務期間の初日の前日」とは、基本契約の締結日から令和8年3月31日を指します。 期間が異なりますので、業務に関する記載も異なっております。</p> <p>また、基本契約書第57条記載の「(1) 必要人員の確保・研修、(2) 引継ぎ、(3) 協議の上で決定した事項」については運営委託料には含まれません。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
48	要求水準書本文	<p><P35> (3)競輪場維持・管理業務及び運営業に関する事項 (コ)記載の「再整備期間中の競輪場運営事務補助用務」について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「警備業務、清掃業務、映像制作送業業務、投票設備保守運営業務、銀行現送業務、公告宣伝業務、施設管理業務、修繕業務、無料バス運行業務等を実施する」 ・「場外販売に関わる投票所運営管理業務を行う」 ・「要求水準書に示す各業務に関連する事項を満たす」 <p>とありますが、要求水準書P34 (3)競輪場維持・管理業務及び運営業に関する事項に記載の業務名称と合っておりません。</p> <p>再整備期間中の業務を明確に把握したく、恐れ入りますが、別添1「再整備期間中の競輪場運営事務補助業務表」に対象業務を●つけしていただけないでしょうか。</p>	<p>別途提供します。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業質疑回答N048の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付 (bunshikan@pref.kyoto.lg.jp) に問い合わせてください。</p>
49	要求水準書別紙	<p>別紙一覧 別紙6（航空写真と重ね合わせ） 令和8年3月から令和9年12月までアリーナ工事で利用とありますが、限られた敷地での施工では本施設の引渡日に遅延が生じる可能性があります。アリーナ工事との調整がつかない場合、工期延伸や工事費増についての変更協議をいただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>アリーナ工事との調整がつかない場合等の対応については協議により決定するものとしますが、契約内容等の詳細については個別対話等を踏まえて更なる検討を行います。</p>
50	要求水準書別紙	<p>別紙6 ・競輪場事業用地東側にコンビニの計画が想定されていますが、敷地境界ラインの詳細が不明です。計画検討及び日影図作成に必要な境界がわかるCADデータの提供をお願い致します。</p>	<p>提供可能です。提供を希望する場合は、法人名・担当者名を明らかにした上で電子メール（件名は「向日町競輪場再整備・運営事業質疑回答N050の資料提供希望」とする。）により、京都府文化施設政策監付 (bunshikan@pref.kyoto.lg.jp) に問い合わせてください。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
51	基本契約書 (案)	<p><P14>第32条 物価等の変動に基づく建設工事費の改定についてですが、単品スライドやインフレスライドの変更についても「募集要項9. 府と選定事業者のリスク分担」に記載されている共通事項の物価変動リスク（整備工事費等に係るインフレ、デフレ）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>生じた事象に応じて、協議により契約書の条文を適用しますが、全体スライドの適用を考えております。</p>
52	基本契約書 (案)	<p><P14>第32条 建設工事の着手までの間（提案書提出から設計期間の終了迄の間）の物価上昇分は、物価スライド（特例措置）に該当し費用増は変更対象と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>物価上昇に関しては、協議により契約書の条文を適用しますが、特例措置ではなく、全体スライドの適用を考えております。</p>
53	基本契約書 (案)	<p><P14>第32条 建設工事請負契約の本契約の締結日とありますが、締結予定年月をご教示願います。 物価スライドの初回起算日は建設工事請負契約の締結日でしょうか。</p>	<p>令和7年12月を予定しています。 物価スライドの初回起算日は、個別対話等を踏まえて協議を行います。 優先交渉権者決定後に、初回起算日における工事費内訳書（単価・数量が確認できるもの）の提出をお願いいたします。</p>
54	基本契約書 (案)	<p><P46>別紙4 建設工事請負契約書の書式を開示願います。</p>	<p>募集要項の資料2として示している基本契約書（案）の別紙4として「建設工事請負契約書（案）」については、各応募者の要求に基づき、個別に提示する」としており、必要に応じて要求ください。</p>
55	参加資格申請書類	<p>参加資格確認申請関係書類 注釈（2）（3）で指す「営業所、事務所その他組織（営業所等）」とは、京都向日町競輪場における業務を担う部門や部署という認識で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>向日町競輪場の業務を担う部門や部署以外にも、営業所等の業務を統括する者全てを記載ください。</p>
56	参加資格申請書類	<p>様式1 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 様式2 使用印鑑届 「代表者印（印鑑登録されているものに限る）」の押印が求められていますが、これは代表企業および構成員が、それぞれ実印を保有する本社等での参加に限られるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>本社等の委任状の提出と併せて、支店等による参加を認めます。 なお、本社等の委任状には、委任する業務内容の記載と本社等並びに支店等の実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めます。</p>

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
57	評価基準	協力企業とは構成員や下請企業に該当しないが、本事業における主たる業務（設計、建設、工事監理、維持管理・運営）を実施する企業（例：JVの構成企業）および、警備や清掃業務の再委託企業のこととし、主たる業務ごとに最大2社とする。とありますが設計業務及び工事監理業務の協力企業を同企業とした場合、設計業務及び工事監理業務それぞれに評価点が加算されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	様式	様式第3号の①・② 「提案様式第3号の①・②」における「事業管理」とは、整備から運営までを含めた契約期間24年間全体を指すという認識で間違いありませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	様式	提案様式 第2号の①及び② いずれの様式にも「向日町競輪場の現状と課題及び対応方針」と記載がありますが、現状と課題は①に記載、対応方針は②に記載で認識で相違はないでしょうか？	お見込みのとおりです。
60	その他	<個別対話提供資料> ・競輪場敷地北側及び東側に計画されている都市計画道路について、個別対話にて複数の資料を頂きましたが、どの線形を正とすればよろしいでしょうか。また、「平面図S=1:250」に記載されているオレンジ及び緑の範囲が何を示しているかご教示ください。	都市計画道路の線形は道路設計時に行われる測量調査によって決まるため正確な線形は未定です。都市計画道路図等の資料を基に想定した線形を示した図面を追加で提供します。同資料の線形を基に設計してください。オレンジ及び緑の範囲は現府有地であり、本事業に影響を与えるものではありません。
61	その他	<共通> ・提供をお願いしている資料等の提示がない、またはあいまいな情報の場合、整備費の算出が困難になることが想定されます。優先交渉権者選定後において、資料提示がない項目での整備費の増額や計画の大きな変更に伴う費用は京都府負担と考えてよろしいでしょうか。	優先交渉権者選定後に要求水準書、個別対話等に記載のない事象が新たに発生した場合は募集要項P20, 21「9. 府と選定事業者のリスク分担」に基づき、協議により決定するものとしませんが、府から提示する資料のあいまいさをもって整備費の増額を府にて負担することは考えておりません。契約内容等の詳細については個別対話等を踏まえて更なる検討を行います。

向日町競輪場再整備・運営事業に係る質疑回答

令和7年6月23日

No.	分類	質 疑	回 答
62	その他	令和8年4月1日～令和11年7月(競輪場運営業務期間の初日の前日まで)の競輪場運営の計画について詳しくご教示ください。 また、本期間の「再整備期間中の競輪場運営事務補助用務」は敷地内のどの建物・エリアで実施するのか、範囲が時期毎に異なる場合はスケジュールなどご教示ください。	運営計画や再整備期間中の競輪場運営事務補助用務については、要求水準書P35に記載のとおりです。